

添付法令資料 4 :

金融テクノロジー実施者の登録手続、情報提供及びモニタリングに関する
2017年11月30日付インドネシア中央銀行理事会規定 No.19/15/PADG/2017(目次)
同日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 登録
 - 第1節 登録及び情報提供 (第2条及び第3条)
 - 第2節 金融テクノロジー実施者の機関 (第4条)
 - 第3節 金融テクノロジー実施者のための登録手続 (第5条)
 - 第4節 登録書類 (第6条)
 - 第5節 登録処理 (第7条)
 - 第6節 登録金融テクノロジー実施者の公表及び取消し (第8条及び第9条)
 - 第7節 支払システム・サービス実施者の形態の金融テクノロジー実施者のための情報提供手続 (第10条及び第11条)
- 第3章 リスクマネジメント及びプルデンシャル原則 (第12条)
- 第4章 モニタリング (第13条及び第14条)
- 第5章 雑則 (第15条)
- 第6章 終則 (第16条)